

富桑地区 地域づくり懇談会 議事録

1 日 時 平成28年7月22日（金） 19:00～20:45

2 会 場 富桑地区公民館

3 出席者 地元出席者 40名
市側出席者 18名

深澤市長、羽場副市長、河井総務部長、秋山総務調整局長、高橋防災調整監、神谷人権政策監、田中企画推進部長、久野地域振興局長、坂本福祉保健部長、綱田都市整備部長、澤田環境下水道部長、尾室教育委員会事務局長、保木本中核市推進局次長、渡邊秘書課長

<事務局>福島協働推進課長（司会）、岡本協働推進課課長補佐、酒本協働推進課主任、北村協働推進課主事

4 中核市移行についての説明

（中核市推進局次長）※チラシに基づき説明

5 第10次総合計画についての説明

（企画推進部長）※チラシに基づき説明

6 地域の重要課題について

1 福祉・人権を尊重するまち ふそうを目指して

<地域課題>

①「くる梨バス」の拡大運行あるいは循環コースの新設

前回提案に際し、新庁舎移転建設に伴い実現困難との回答をいただきましたが、元品治、新茶屋、西品治、千代町内の乗用車等の移動手段を持たない高齢者や障がい者などの住民にとって、買い物や市役所、病院等に行くための交通手段がありません。高齢者の自動車免許の返納などを推進していることとも符合しません。ぜひとも地域住民の願いを実現くださいますよう、要望します。

<担当部局の所見等>

【都市整備部】

鳥取市100円循環バス「くる梨」は、中心市街地の回遊性を高め、活性化することを目的に運行しています。

この「くる梨」のコース設定につきましては、①路線バスの初乗り区間内相当（160円）であること、②1周33分で周回し20分間隔での運行が可能であることを運行の方針としています。このため、これ以上のコース拡大は困難と考えています。

なお、公共交通空白地域の解消に向けては、路線バスの充実、乗合タクシーの導入等、地域のニーズに合わせて検討していきたいと考えています。

(地元意見)

前回要望した際は、「新庁舎移転建設に伴い、実現困難」との回答でしたが、元品治、新茶屋、西品治、千代町に居住している乗用車等の移動手段を持たない高齢者や障がい者などの住民は、買い物や市役所、病院等に行くための交通手段がありません。高齢者の自動車免許の返上などを推進していることに伴い、ぜひとも地域住民の願いを実現してください。

地域としても、独自に検討した赤コースの変更ルートを走行してみました。「くる梨」のバスの大きさとは違うため、走行したデータを示すことはできませんが、市に要望するからには地域でも努力をしてきていることを知っておいてほしいと思います。

(都市整備部長)

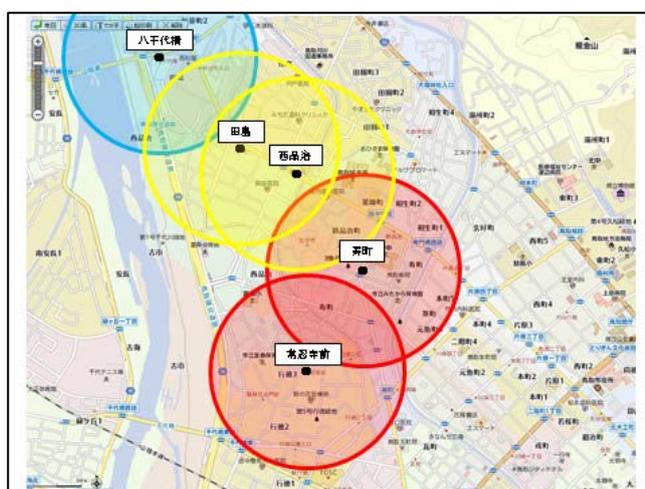
「くる梨」のコース設定は、2つの方針をもって運用しています。

1点目は、路線バスの初乗り区間内相当である160円区間内で運行することです。

2点目は1周33分で周回することです。1サイクル40分として赤コース、青コース、緑コースで2台ずつ運行することにより、20分ごとの定時運行を可能にしています。ぎりぎりのところで運行している状況ですので、現状ではコースの拡大は困難と考えています。

平成31年度に市役所新庁舎が竣工します。その際には「くる梨」も庁舎に乗り入れを行う予定にしていますので、3コースについて若干コースの見直し検討も必要になります。

なお、コース検討の際には、公共交通の路線維持の観点から、路線バスの拡充や乗合タクシー等の導入なども視野に入れ、地区の公共交通の確保について検討したいと考えています。



(地元意見)

「くる梨」の運動は、千代町や新茶屋、その他の地区の高齢者の交通手段が何とかならないかということで、2年以上前に市役所を訪ねたところから始まっています。市からは「前向きに検討する」と返答をもらい今までできています。

市役所新庁舎の建設や運行時間の問題などを説明されましたが、1年ほど前に、それはさておき本当にできないかどうか一緒に回ってみましょうよ、と提案しました。そのことについて、返事がありません。今日の回答では「困難」との結論ですが、この間には、一緒に回りたくないと申し出た過程があるのです。当時、一緒に市役所に行ったメンバーの中にはもう亡くなった人もあります。

もう待てないような状況なのです。今日の回答には、「地域のニーズに合わせて検討していきたい」と書いてありますが、これではいつになるか分からないと私は思います。「今、

します」、あるいは「いつならできます」といった、具体的な時期を示してほしいです。乗合タクシーなど、考えられることを1日でも早く私達に提案してください。

(都市整備部長)

地域の皆様から現地を一緒に回るお誘いをいただいたにもかかわらず、市がその後対応していないことにつきまして、まずお詫び申し上げたいと思います。

1つの視点としての乗合タクシーなども、交通空白地帯などで実際取り組みも行っているところです。一度お伺いして、具体的に相談させていただきたいと思います。

(深澤市長)

現在、市役所本庁舎の新築移転を進めようとしており、計画どおり進めば、3年後の平成31年7月に旧市立病院跡地に新庁舎が建設されます。そうなれば、「くる梨」も新庁舎の辺りを回るコースを考えていかなければなりません。

現在は3コース回っています。城北地区のすぐ近くまで来ているのだからもう少し延ばしてほしいと思われる皆様のお気持ちは、私もよく分かります。ただ、「くる梨」は20分間隔で回るというぎりぎりのところでコースが成り立っている状況です。あるコースを延ばすためには別のコースを縮めていくことになります。

「くる梨」には赤、青、緑の3コースがありますが、庁舎移転等のタイミングと合わせて、路線バスのコースも含めた全体について考えていくことが必要ではないかと思っています。

3年後には新庁舎建設です。公共交通を維持確保していくことは、これから高齢社会を迎えるにあたり非常に重要な課題ですので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

本格的な検討はもう少し待っていただけませんかでしょうか。

(地元意見)

初めて動き始めてから、2年以上経過しています。3年後の庁舎移転までの間の応急処置として、今困っていることに対応してほしいというのが私の意見です。

(深澤市長)

分かりました。それも含めて検討したいと思います。「くる梨」のコースを延ばすことはなかなか難しいと思います。先ほど、現地を回ってみよというお話がありましたので、まずはそこからスタートしたいと思います。

(地元意見)

庁舎移転までの対応について「検討したい」と言われました。中心市街地では色の違うバスが同時に走行している状況もあります。その同時走行の部分を城北地区へ延伸することや路線を一部変更することも、検討の中に入れてほしいです。全てのコースを変更するのは難しいかもしれませんが、知恵を出せば、何回かのうちの1回を城北地区に回すという案もあると思います。そういったことも含めて検討してほしいです。

(都市整備部長)

1つのご提案だと思います。ありがとうございます。

(担当課補足：交通政策課)

平成28年12月27日に地域の皆様と意見交換会を実施しました。

本市としては、新庁舎新築移転にあわせて路線再編を行うこととしており、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

新築移転までの間の対応についても、引き続き地域の皆様と一緒に検討してまいります。

<地域課題>

②多人数を収容可能とする「ケアハウス」の誘致

今年度、障がい福祉課から「避難行動要支援者対象者リスト」、福祉保健部から「地域包括ケアシステム」等、さらに平成29年度から要支援・要介護者についても地域が担う役割が増えていく中で、既存施設を利用するだけでは不十分ではないかと考え、今一度の再考を提案します。

<担当部局の所見等>

【福祉保健部】

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すものです。

多人数を収容可能とする「ケアハウス」の誘致とのことですが、ケアハウスや特別養護老人ホームに代表されるような施設系のサービスは、広域的な施設であり、特定の地域に誘致することは困難です。

なお、地域の核となる施設という意味であれば、地域密着型サービスを提供する施設を日常生活圏域ごとに整備することとしており、事業者から整備について相談があった場合は、圏域内の高齢者人口等の情報を提供するなど、整備について推進します。

(地元意見)

今年度、富桑地区の市民事業で高齢者アンケートを実施しました。6割から7割の方が、極端に言えば地元で死にたいというところまで希望を出しておられます。在宅ではどうかと検討もしましたが、老老介護になっていてそれも難しいのではないかとということで、ケアハウスの誘致を再度お願いするものです。

(福祉保健部長)

ケアハウスや特別養護老人ホームなど多くの人を収容する施設は、地域外の方も入所されますが、現在、国は「地域密着型サービス」、つまり地域に大きな施設を作るのではなく、空き家や民家等を利用して介護サービスを提供する事業所を作るよう提唱しています。鳥取市もこの施策に沿って取り組んでいこうと考えています。そして、この「地域密着型サービス」は認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者が主なものです。他にもホームヘルプサービス、デイサービスなどの施設を作っていきたいと考えて

います。

地域密着型サービス提供事業所は、地域の方にも入っていただいて定期的に運営推進会議を開催することになっています。「どのような地域づくりをして、その地域の中でどのような介護サービスを行っていくか」といったことについて、地域からの要望を会議の中で出していただき、サービス提供事業所が連携して介護基盤を作りましょうというのが、地域密着型サービスの大きな精神です。

サービス事業所は日常生活圏ごとに設置されています。現状では、富桑地区はA圏域に属していますが、A圏域は、北中学校区、西中学校区、中ノ郷中学校区、福部中学校という大変広い範囲です。富桑地区は、明德小学校や醇風小学校に隣接しているため、境目に住んでおられる方は、隣の地域の介護サービス事業所を利用されています。そのため、富桑地区のみという考え方ではなく、少し圏域を大きく考えて介護基盤を作っていこうと考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

現在、富桑地区には11の事業所があります。そのうち、「地域密着型サービス」、つまり地域の方だけが利用できる事業所として、地域密着型デイサービス、認知症デイサービス、認知症グループホームが4事業所あります。その他、訪問介護、通所介護サービスを提供している事業者が4事業所ありますが、これは西中校区だけではなく、日常生活圏域よりもっと広い範囲で利用されています。

さらに、ケアマネージャーがケアプランを作成するケアマネ事業所が1事業所、サービス付き高齢者向け住宅が2事業所あります。

市としては今後も増やしたいと考えていますが、事業所は社会福祉法人や民間、あるいは介護サービスを提供する専門業者ですので、市としては、「この地域には施設が不足しています」といった情報を提供し、業者を公募しています。このような小さな拠点をたくさん作っていきたくと考えています。

現在、「生活支援コーディネーター」がいます。8月28日に富桑地区公民館で、「この地域をどのようなかたちに作れば、高齢者が住みやすい地域になるのか」といったことについて話し合う会を開催しますので、ぜひお越しください。

<地域課題>

③地域にある公共施設のバリアフリー化

障がい者や高齢者をめぐる公共施設的环境は、玄関や階段の手すり、トイレのバリアフリー化等の一定の改善が図られました。しかし、重要な会議・講演等は2階の大会議室で開催することが多く、参加利用することが困難な状況にあります。

今年度から「障害者差別解消法」が施行され、国・地方公共団体及び民間業者への「差別的取扱い禁止」、「合理的配慮の不提供を禁止」が規定されており、障がい者が差別され

サービス種別	事業所・施設名	番号
【地域密着型サービス】		
地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)	デイサービスふくろう	①
	デイサービスたちばな	②
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	デイサービスセンターいくのさん家	③
認知症対応共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム三希堂	④
【居宅サービス】		
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	あすなろホームヘルプステーション	⑤
	ヘルプステーションさくら	⑥
通所介護 (デイサービス)	鳥取西デイサービスセンター	⑦
	デイサービス緑	⑧
【居宅介護支援】		
居宅介護支援 (ケアマネ事業所)	鳥取西居宅介護支援センター	⑨
【その他居住系】		
サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	グループリビングかなで	⑩
	サービス付き高齢者向け住宅 桔梗産	⑪

ることなく移動できる環境整備の早急な見直しが求められています。利用者からの強い願いもあります。

つきましては、障がい者の垂直移動設備として車いす用階段昇降機の設置を強く要望します。

<担当部局の所見等>

【総務調整局】

「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がいのある方に対して「必要かつ合理的な配慮」を行うことが求められており、この考え方は、公共施設を整備するうえでも尊重すべきものと考えています。

本市の公共施設整備にあたっては、従来から「バリアフリー法」を基本として、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に整備基準並びに、新築、増改築、大規模な修繕のタイミングに合わせて整備することなどが規定されており、これに準拠して随時整備を行っていますが、本年4月に県条例が改正され、更に整備基準が拡大、厳格化されたところです。

今後も「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえながら、施設整備の県条例の新基準に準拠することで、障がいのある方、高齢者など、皆さんが使いやすい施設整備を進めていきたいと考えています。

<担当部局の所見等>

【人権政策監】

人権福祉センターでは、耐震補強工事が必要な個所についての整備を計画的に進める準備をしており、いす式階段昇降機設置については、耐震工事終了後検討を行いたいと考えています。

<担当部局の所見等>

【地域振興局】

現在本市が取り組んでいる地区公民館の改修は、

(1) 市民の安全安心のため、平成31年度までに市内全公民館が新耐震基準（昭和56年以降）を満たしたものとなるよう、耐震改修や建替えを行う

(2) 1階トイレの男女別化を図る

(3) 事務室と大会議室へのエアコンの設置

を基本として、重点的かつ計画的に取り組んでいるところです。

2階建て以上の建物は、施設の利便性に問題がある場合もありますが、施設の機能は、時代とともに求められるものが変化してきます。建替え時であれば、それらを反映させていくことができますが、改修となると全てに対応するのは容易ではありません。

また、富桑地区公民館は、現在の階段構造では車いす用階段昇降機の設置は困難と考えています。

2階建て以上の建物の昇降については、今後の地区公民館全体の改修計画を考える中で、施設の構造や部屋配置、更新時期、活用できる財源の確保等条件が整うようであれば検討していきたいと考えています。

(地元意見)

地区公民館は螺旋階段になっており、2階での事業実施が困難です。

西人権福祉センターは緩やかな勾配になっていますが、やはり事業は2階が主体であり、足腰が弱い、または障がいがあるため2階に上がりづらいなどの理由で、事業に参加したくてもなかなか参加できないという現状があります。

なお、私が調べたところによれば、西人権センターは、6年前の改修の際に耐震はできていると聞いています。厚生労働省の3/4の補助金が活用できると聞いていますので、利用者の声を聞き、速やかに実施してほしいです。

(総務調整局長)

本年から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、障がいのある方に対し、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められています。この考え方は、公共施設を整備する上でも重要なものと考えています。

本市の公共施設整備にあたっては、従来から「バリアフリー法」を基本とし、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に沿って、随時、整備を行ってきています。この県条例には、整備にあたっての基準並びに実施のタイミングとして、新築、増改築、大規模な修繕の際に併せて整備することなどが徹底されています。そんな中、本年4月に県条例が改正され、さらに整備基準が拡大、厳格化されたところであり、今後も「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえながら施設整備の県条例の新基準に連携しながら、障がいのある方、高齢者など皆様が使いやすい施設整備を進めていきたいと考えています。

(地域振興局長)

本市には62の地区公民館があります。現在本市が実施している地区公民館の改修は、「市民の安全・安心のための新耐震基準を満たしたものとなるよう耐震改修や建て替えを行うこと」、「1階のトイレの男女別化を図ること」、「事務室と大会議室へのエアコン設置」等を基本として、計画的に進めているところです。

2階建て以上の建物は、62館中47館あり、全てを早急にバリアフリーにするのは難しいところです。特に2階建て建物の昇降については、今後、各地区公民館全体の改修計画を考える中で、施設の構造や部屋の配置、更新時期、活用できる財源等を勘案し、検討していきたいと考えています。

(人権政策監)

西人権福祉センターは、平成21年度と22年度に、1階トイレの男女別化と2階トイレの新設、バリアフリーの観点から階段手摺と玄関の車いす用スロープ設置などの大規模改修を実施しています。また、耐震性は問題ありません。

市内に9か所ある人権福祉センターのうち、まだ耐震改修が完了していない施設がありますので、まずはそちらの耐震改修工事を進めていきたいと考えています。2階に上がるのが大変な状況も理解しており、法律の趣旨からも当然していくべきものと考えますが、いす式階段昇降機の設置については、耐震改修完了後に具体的に検討していきたいと考え

ています。

2 ふそうの安心と美しい環境づくり

<地域課題>

①鳥取環状線側道の環境整備と美化推進

環状線の側道に、ごみのポイ捨てや自転車等の不法投棄がやみません。その片づけや美化推進のため、千代町の有志による「みつびし会」が整備にあたっており、市からも資材の支給等をいただいておりますが、距離も長く監視も不十分です。

つきましては、側道に植栽する樹木や花等の支援のほか、市の協力により清掃や草刈り等の整備を要望します。

<担当部局の所見等>

【都市整備部】

鳥取市道アダプト制度に「みつびしの会」が登録していただきありがとうございます。「みつびしの会」の活動計画は側道の除草やゴミ拾いを計画されており、今年度もすでに実施されています。

今後も、「みつびしの会」と協議しながら、樹木や花等の支援のほか除草対策としてチップなど、可能な範囲での支援を行っていきたいと考えていますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

「みつびしの会」の活動範囲外についても、雑草が繁茂している箇所について、年次的ではありますが、防草シートや目地張りシートなどの防草対策を行っていきたいと考えています。

<担当部局の所見等>

【環境下水道部】

本件は、地区要望でもご指摘をいただいております。生活環境課では地域の不法投棄監視員さんをお願いし、環状線の周辺の監視を強化していただくようお願いするとともに、当課による巡回も回数を増やして行っております。

今後も不法投棄監視員さんと連携を取りながら、道路管理者へ適宜通報を行い、不法投棄の早期発見、早期処理に努めてまいります。

(地元意見)

千代町も高齢化が進んでおり、側道の脇の草を刈ること自体が不可能に近づいてきています。市と協力し、知恵を出し合って取り組んでいきたいと思っています。

(都市整備部長)

「みつびしの会」の皆様には市道のアダプト制度に登録いただき、積極的に道路の美化や除草を実施していただいております。ありがとうございます。

市の活動支援として、清掃等に必要な用具等の貸与や燃料等の支給をしています。今後も、必要に応じて可能な限り支援していきたいと考えています。また、本市ではアダプト

を推進しています。アダプトの取り組みがない所についても、地域の皆様等に対し、働きかけをしていきたいと考えています。

現在、市道等の舗装と構造物との間の至る所で、草が生えて舗装が崩れるといった状況が発生しています。目地張りシートで草押さえをしたり、植栽松の中に防草シートを設置するなどの取り組みも一部進めてきています。

地域の皆様とご相談しつつ、例えば軽作業については皆様にアダプトの中での作業をお願いし、防草シート等の取り組みを市が検討していくという方法も可能ではないかと思っています。引き続き、ご協力をよろしくお願いします。

(環境下水道部長)

環境下水道部では、地域の皆様のご協力によって「不法投棄監視員」を地域にお願いしており、監視員と協力しながら環状線の側道の監視、巡回等を行っています。また、平成28年度地区要望でも要望をいただきましたので、市職員も巡回回数を増やしています。

今後も、不法投棄監視員さんと協力しながら道路管理者に適宜通報し、不法投棄の早期発見、早期処理に努めていきたいと思えます。ゴミを発見した時にすぐに撤去することが、次から次へと捨てられることを防ぐ一番の方法です。地域の皆様の協力の下、早期発見、早期処理に努めていきたいと考えています。

<地域課題>

②鳥取環状線側道の安全安心の確保

側道には信号もなく直線道路のため、法定速度を上回る乗用車が多数見受けられます。速度オーバーによる事故も起こっています。また、車上狙いや盗難被害もあります。歩道が設置されていますが、地域住民の安全安心確保のため、また防犯上の観点から、防犯カメラの設置や警察によるパトロール回数の改善を要望します。

<担当部局の所見等>

【防災調整監】

本市では、昨年度、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、行政、市民、事業者や土地所有者等、警察などの関係機関が連携を深め、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

防犯カメラについては、犯罪の抑止効果への期待もありますが、運用にあたってはプライバシーの保護に留意することも求められます。そのため、今後、防犯カメラの必要性や設置主体や管理主体について、関係機関の意見を踏まえながら検討していくこととしています。



なお、車上狙いや盗難被害が頻発するようであれば、パトロールの強化を警察に要望しますが、地元からも警察に連絡するなどし、パトロール回数改善の要望をお願いします。

<担当部局の所見等>

【地域振興局】

現状を把握し対策を講じます。また、今後も警察等関係機関と連携を取りながら、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践のため、広報啓発活動に取り組んでいきます。

(地元意見)

駅前交番には要望していますが、警察は何か起きなければ動いてもらえません。外灯の設置、防犯カメラの設置をお願いしたいです。

(防災調整監)

鳥取市では、平成27年度に「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」を作成し、行政、市民の皆様、事業者、土地所有者、警察などの関係機関が連携を深め、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めているところです。この基本計画の中で、防犯カメラについて触れています。防犯カメラは、犯罪抑止効果を期待されます。しかし、その運用にあたってはプライバシーの保護も考える必要があります。今後、防犯カメラの必要性や設置主体、管理主体等について関係機関の意見を踏まえながら検討していくこととしています。鳥取県も条例を改正し、基本指針のようなものを定めようとして動いておられます。

なお、犯罪が頻発するようであれば、市からも警察にパトロールの強化を要望します。駅前交番に相談されているとのことですが、駅前交番はもちろん、鳥取署に対しても地域の声として改善要望をしていただければと思います。

(地域推進局長)

交通安全の面では、現状を把握して対策を講じていきたいと思っています。警察、関係機関と連携を図りながら、交通ルールの順守、正しい交通マナーの実践、広報・啓発に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

<地域課題>

③鳥取市営相撲場の整備について（継続審議分）

昨年度の地区要望として、「富桑地区体育館に併設されている鳥取市営相撲場の屋根や支柱にさびがみられ、倒壊の恐れがないかどうか早急に調査してほしい。さらにその調査結果について地元へ回答してほしい。」と要望しました。

それに対し、「屋根の修繕は業者に調査を依頼中」であり、かつ「さびについては倒壊の危険性は低いと考えられます。」との回答だけでした。

要望の一つであった施設の調査の結果についての回答はなく、危険ではないという判断は何をもってされたのか、詳細な回答を要望します。

<担当部局の所見等>

【教育委員会】

鳥取市営相撲場についての要望をいただいた際に、業者に施設の調査と修繕に係る費用の算出を依頼しました。この後、業者と生涯学習・スポーツ課の職員とで現場を確認した際、「支柱のさびは深部には到達しておらず、倒壊の危険性は低い。」と業者から聞き取りました。これを受け、「さびについては倒壊の危険性は低いと考えられます。」と回答しました。

改めて、本年7月に確認を行い、「塗り替えの時期ではあるものの、倒壊の恐れは小さい。」と判断しました。屋根についても、新たに落下しそうな箇所は見当たりませんでした。

構造的には問題ありませんが、さびについては、公共施設の長寿命化の観点から、腐食の抑制のためにも塗装の必要性を認識しており、新年度予算において塗り直しと屋根補修ができるよう検討を進めたいと考えます。

(地元意見)

富桑地区は、現在大相撲に入っている石浦や逸ノ城を輩したところです。富桑地区の相撲には長い歴史があり、資産としての値打ちがあるのではないかとこのことで、稀に見る相撲場を作ってもらいましたが、年月の経過とともにさびや腐食が目立ってきています。安心して相撲が取れ、相撲が語れるような富桑地区にしたいです。

(教育委員会事務局長)

昨年度ご要望いただいた際に、業者と調査しました。支柱のさびは、支柱の中までは達しておらず倒壊の危険性は低いという業者の判断を受け、「さびについては倒壊の危険性は低いと考えられる」と回答しました。

今回改めてご要望いただきましたので、7月に確認を行いました。やはりさびが出ており塗り替えの時期ではあるだろうが、倒壊の恐れは小さいとの判断でした。屋根も、一部分が剥がれていますが、雨漏りはしていません。その他、新たに落下しそうな箇所も見当たらなかったとの結論でした。

ただ、構造的には問題ありませんが、公共施設の長寿命化の観点から、さびによる腐食の抑制を図らなければならないため、塗装の必要性を認識しています。新年度、塗り直しと、塗り直しの際に組んだ足場を利用して、屋根の補修を行うよう検討したいと思えます。

7 市政の課題等についての意見交換（フリートーク）

(地元意見)

平成21年に作成されたハザードマップによると、富桑地区公民館は1.5m浸水するとされています。地区公民館には防災倉庫がありますが、これは半分浸水することになります。大丈夫なのですか。使えるのですか。防災倉庫の中身と、1.5m浸水した時に防災倉庫が機能するのか教えてください。

(防災調整監)

ハザードマップでは、富桑地区は大部分がかなりの深さで浸水する地域とされています。防災倉庫はおそらくまちづくり協議会等が主体となって整備されているものだと思いますが、まずは皆様の命を守ることが一番大切です。浸水は、地震のように前触れなく発生するものではなく、ある程度時間に余裕がありますので、浸水した時には、倉庫の中に入っている物を使用するというのではなく、避難していただくことが大事です。

(地元意見)

1. 5m浸水することが想定されているのに、防災倉庫が機能するのですかという質問ですよ。単純な話です。地区公民館の2階に持って来ればよいだけの話です。

(防災調整監)

地域で整備された倉庫ですので、移転・移設については、地域で相談していただきたいと思います。

(地元意見)

防災を専門でしている人が来ているのに、知りませんということになるのですか。どこかに移しましょう、それに対して協力しますということにはならないのですか。

1. 5m浸水すると防災倉庫の中身は使えなくなるのだから、使えるようにしましょうよ。設置場所を考えればよいのだから、そんなに難しい問題ではないです。地区公民館が避難場所です。スペースを空ければ、防災倉庫を置くスペースはあるのだから移してください。お願いします。

(防災調整監)

浸水想定区域内にある施設は、浸水の時には避難所としては使えないことになっています。

(地元意見)

現実を見てください。市が作成したハザードマップに、「ここは1.5m沈みます。もし、避難所の1階が浸水するおそれのある場合は、2階以上や想定浸水深の浅い避難所に避難してください」と書いてあります。「2階に行け」と書いてあり、これが配られているのです。富桑地区の防災倉庫は1.5m沈む所に置いてあります。これを1.5m以上の高さがある所に移動しましょうと言っているだけです。そんなに難しいことを言っていますか。手を貸しますから明日でもやりましょうよ。できるのですか。できないのですか。自分達でやれということですか。

(防災調整監)

市としてはできません。

(地元意見)

分かりました。

(地元意見)

前回の地域づくり懇談会で、狹隘道路拡幅に伴う土地の寄付の問題について、ふるさと納税のような制度を作ってはどうかと提案したところ、市長も良いアイデアだと言っていました。

その後事務局で検討したが、難しいと聞いています。そして、現在は褒賞制度を検討しているようです。こちらは少し見込みがありそうだと聞いていますが、最終的には今年度の最終議会で議案が通らなければ正式に発効しないとのことで、今年中の実現は無理ではないかと受け取っています。

ふるさと納税の制度と同等、あるいは褒章制度の品物なり金銭なりをわずかでももらえれば、土地の提供者も寄付して良かったという気持ちになってくれると思います。現時点でだいぶ協力していただけていますが、ここがネックになっていて、賛同が60%と2/3までもう少し届いていません。ぜひ研究していただき、議会にも理解してもらって実現するよう、よろしくお願いします。

(深澤市長)

前回ご提案いただいたことは覚えています。実際に都市整備部を中心に検討させていただいており、できれば遅くとも来年度から実施したいと考えていますが、どういった道路を対象にするのか、また、褒章の内容についてもふるさと納税制度に準じた品物や、金額等についてももう少し詰めなければならず、少し制度の設計が必要です。およその案はできつつあります。できる限りご提案に沿って実施したいと思います。

必要な予算等については議会の議決が必要ですが、その他条例等については議決を要するものではありません。予算上の措置をしていけば可能だと現時点では判断していますので、できる限り早い段階で、具体的な実施に向けて詰めていきたいと思っています。

実施の方向で進めさせていただきます。また、改めてご相談したいと思います。

(地元意見)

元品治には約200世帯あり、現町内会は1/4の50世帯です。

このたび、えがお橋の下に新しく14区画の分譲地ができました。今も建築中です。この新規分譲地の防犯灯について市に問い合わせたところ、29年度予算の対応となり、早くても11月頃を目途と言われましたが、周辺は真っ暗です。早急に新規防犯灯を設置してほしいです。

(都市整備部長)

防犯灯については、予算等が確保できた場合は、その範囲内において前倒しで設置するというケースも昨年度から考えられているところです。今回の新規防犯灯もそういった予算の状況等を見つつ、前倒しできるようであれば検討したいと思います。

ただ、防犯灯は一般的に中国電力の電柱やN T Tの電柱等に設営していただく場合が多く、中には電柱がないため新しく電柱を立てなければいけない場合もあります。このような場合には土地所有者の同意等に少し時間を要することもありますので、そういったことも

踏まえながら検討を進めたいと思います。

(担当課補足：道路課)

電柱共架型について、前倒しが可能ですので、今年度防犯灯の設置を行います。

(地元意見)

えがお橋は歩道橋ですが、新規分譲地14世帯の内4世帯が歩道側に隣接しており、歩道橋から丸見えなので目隠しを設置してほしいと要望されています。目隠しをすることによって反対に防犯の妨げにならないかとも思いますが、住人からの要望がありましたので、お伝えします。

(都市整備部長)

まずは現地で、周りの住宅への視線がどういう状況なのか、一緒に確認したいと思います。後日ご連絡させていただきます。

(担当課補足：道路課)

平成28年7月26日に元品治町内会長と現地確認を行ったところ、要望内容は自動車の運転手等に見られない目隠しを設置してほしいとのことでした。

状況を考慮して、フェンスの下側の位置に、すそ隠し板の設置を検討したいと考えています。

(地元意見)

地域課題でもありましたが、防犯カメラの設置についてです。防犯の観点もですが、特に私の町内ではゴミの不法投棄を監視してもらえば抑止力にもなるのではないかと思います。市が設置できなくても、設置費用について校区に一部助成し、管理も各校区が行うなどの検討をしてほしいです。全てを市に頼るということではなく、まず一部から取り組んでももらえればと思います。

(環境下水道部長)

市でも、不法投棄の問題で監視カメラを設置している事例はあります。県の補助を受けて実施しているものと、市が監視カメラを設置している所があります。現時点ではまちなかには設置していませんが、まちから少し離れた所では不法投棄抑止のために設置しています。

プライバシー等の問題もありますので、実態を調査して少し検討したいと思います。

(地元意見)

夜中にポイ捨てが多いです。昼間は監視できても、夜中に監視するとなると、防犯灯などがなくてできないと思います。また、四六時中監視するわけにはいきません。大通りに面している所はポイ捨てが多いです。

プライバシーも分かりますが、抑止力という意味合いでも検討してほしいです。

(防災調整監)

防犯カメラに対して市が助成したケースはあります。鳥取駅前で乗客を乗せたタクシー運転手がピストルで撃たれるという事件がありました。あの事件を受け、鳥取駅前に防犯カメラを設置しています。また過去には、商店街が防犯カメラを設置することに対して助成したこともあります。

地域課題でも回答していますが、現在、防犯カメラの必要性や設置主体、管理主体等について関係機関の意見を踏まえながら検討しています。県も条例改正等を検討する動きがありますので、この動きの中で、市の方向性を出したいと思います。

(地元意見)

元品治には約200世帯ありますが、そのうち町内会加入世帯は1/4の50世帯です。地元町内会の人のごみはきちんとしています、アパート等がとても多く、ごみのポイ捨てが紛れています。

富桑小学校の前にある一部のマンションは敷地内にごみステーションを設けておらず、富桑小学校入り口の所にごみを置いています。先日もカラスがつついていて、朝起きたら周辺がごみだらけでした。ところが、マンションの住人は何も片付けず、児童、生徒や町内の人片付けているという現状です。

以前からそこがごみの集積場所になっているのですが、元品治の町内会長からは、承諾の印鑑は押印していない旨を確認しています。

市からアパートに対し、一刻も早くごみステーションを設けるよう指導してください。

また、14区画の新規分譲地は、開発業者が区画を設置した際にごみステーションを設けていなかったため、住み始めてから住人が町内会に対してごみステーションの設置を依頼してこられました。ところが、依頼を受けて町内会が設置すると、ごみステーションに一番近い家から「ここに設置されては困る」と言われ、現在問題が発生しています。

今後は、開発業者がごみステーションを設置しない限り、開発行為を許可しないという制度にしないと、必ずトラブルの原因になると思います。建築確認申請も、許可するのはよいのですが、中間検査以降は確認していません。金融公庫から金を借りない限りは見に来ません。また、実際完成してみると、境界いっぱい建っている家がたくさんあります。建築条件や屋根の形状も無視して建てています。その上、ごみステーションは設けていないのです。それを後になって町内会に依頼されても困ります。

市に問い合わせたら、ごみ収集はある程度どこにでも回るとのことでしたが、大きな道路沿いにごみステーションを設ければ、ポイ捨てが多くて困るのが現状です。何かよい方法があるのかないのかを含め、新たな都市計画を進めるのであれば、よく検討してほしいです。

(環境下水道部長)

ごみステーションの設置に関して、開発行為等による宅地で自治会未加入の方等の場合は、代表者が申請されるという実態はあります。

市としては、ごみステーションの数を極力抑えるため、申請に来られた時には、新しい

ごみステーションを設置するよりも、できる限り既存のごみステーションを利用させていただくよう指導しています。既存のごみステーションを使用するためには各町内会に相談することになりますので、分譲地の代表の方などが町内会長に利用のお願いや相談に行かれています。

また、ごみステーションは、対象世帯が20世帯あれば1つ設置するというおおむねの基準がありますので、それ以下の場合、できる限り既存のごみステーションを利用させていただくよう、ごみステーションを管理している町内会に相談していただくよう指導しています。

また実態をお聞きし、対策を考えていきたいと思っています。

（担当課補足：生活環境課）

ごみステーションにつきましては、設置した町内会や集合住宅の管理者の方に適正な管理をお願いしているところです。

該当ステーションについて、ごみ収集日に生活環境課職員が何度か確認を行いましたが、ごみが散乱している状況は確認できませんでした。また、該当ステーションの管理者であるアパート管理者が収集日に点検を行っているのも確認しており、現状では指導を行う状態にありません。

今後も当課で注視していきますので、不適切な管理の状態が見受けられましたら、町内会からも情報提供をいただきながら町内会長さんと連携を取って指導していきたいと思っています。

（担当課補足：建築指導課）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした都市計画法の中に、開発行為について定められています。この中では20ヘクタール未満の開発行為についてはごみステーションなどの公益的施設の設置は義務づけられていません。このため、鳥取市では開発行為におけるごみステーションの設置については「鳥取市開発行為に関する技術的指導基準」の中で、「20戸以上に1か所の割合で設けることが望ましい。」とする指導基準を定め、これに基づき設置について指導していますので、ご理解をお願いします。

また、確認申請の完了検査については、13区画中全ての完了検査が行われており、申請どおりに建築されていることが確認されています。

（地元意見）

今、議論がぐちゃぐちゃになっていますよ。

例えば、「私の家はきちんと曜日を守り、ルールに従ってごみを出すので、私の家の前に収集に来てください」と言われれば、法律上は、市は断れませんよ。まずはこの点をきちんと押さえてください。

また、ある集会所の横に設置されているごみステーションには、「このごみステーションは町内会の利用費を負担していない方は利用できません」と貼り紙がされています。自治会に加入するかどうかは任意なのだから、この部分は市が介入するところではないと思

ます。

これが仮に、市がごみステーションの設置に関する条例を作って、「これに従いなさい」と言うのであれば従わざるを得ませんよ。もし条例を守らずに捨てれば、ごみの不法投棄になり警察の管轄になります。

鳥取市にごみステーション設置に関する条例はありますか。

(環境下水道部長)

要綱はあります。

(地元意見)

あくまでも要綱でしょう。要綱は、こうしてくださいというお願いです。中核市としてきれいなまちづくりのために、きちんとごみステーション設置条例を作りますか。

(環境下水道部長)

現時点では、そこまで考えていません。

(地元意見)

それなら現行の法律に従うしかないでしょう。もう一度地方自治法でどうなっているか調べるべきではないですか。

(環境下水道部長)

ごみが散らばっているという連絡をいただければ、市としてもごみの収集状況を確認しに行きます。

(地元意見)

それは法律に基づいたことではなく、あくまで市の善意によるサービスですよ。法律に則って実施していることと行政サービスとして行っていることを分けて考えなければいけないと思います。

「収集状況を確認」ということは、業者に責任を負わせられないかということを行っているわけでしょう。でも責任を負わず根拠となる法律も条例もないですよ。条例を作ると言えますか。

(深澤市長)

条例で決めることがよい場合もありますし、要綱あるいは要領で運用することがよい場合もあります。そのあたりはしっかり見極めていけないといけないと思います。「法律がこうだからこうだ」と言えばはっきりするとは思いますが、ごみの収集やごみ出し等は、市民の皆様の協力をいただくことが何よりも一番基本にあると私は考えています。ごみステーションは約20世帯に1か所程度とご理解いただくこともそうです。これが1世帯ずつの収集では大変です。ごみ収集にかかる経費も膨大なものになります。

そのあたりを市民の皆様にご理解いただき、20世帯、25世帯程度の町内会単位で運

用するのがよいと考えています。

(地元意見)

今、問題になっているのは、アパートや新築の家が建って新しく入ってこられた方が、既存の町内会のルールに従ってくれないことですよ。

(深澤市長)

はい、そのとおりです。町内会に加入しないという選択をされる方が増え、地域コミュニティ、町内会組織の運営が難しくなっていることは、全国の自治体で非常に大きな課題になっています。鳥取市も例に漏れず、地域によってはそういう状況が出てきているところがあります。そんな中、将来を見据えて地域での確かなつながりを大事にしたり、新しい支え合いの仕組みを皆で作っていくことが大切ではないかと思います。

ごみの問題は、そういった町内会組織のありようや支え合い、助け合いをどう考えていくかということに帰着する問題になるのではないかと思います。

(地元意見)

町内会未加入者が増えているという認識に基づいて、地域のつながりを拒絶している方とどう付き合うかということですよ。

(深澤市長)

そこが一番難しい課題ですが、強制的に加入させ、加入しなければ何か罰則を設けるといったことで対応するような問題ではないと私は思います。ですから、多少時間がかかっても市民の皆様を理解していただけるよう、我々も努力を重ねていく必要がありますし、市民の皆様も、皆で理解し合おう、助け合おうという状況を醸成し、創り上げていただきたいと思います。そういったことが、今後ますます大切になるのではないかと思います。答えになっていないかもしれませんが、条例でがっちり規定して罰則を設けて、従わない人には罰則を適用するといったようなことでは、こういった問題の解決には必ずしも繋がらないと私は考えています。

(担当課補足：生活環境課)

ご指摘のとおり、ごみ処理につきましては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)により、自治体は一般廃棄物処理計画を定め、区域内の一般廃棄物を収集・運搬及び処理をしなければならないとされています。

しかしながら、収集・運搬に関しては、いくつかの世帯で1か所のごみ集積所(ステーション)に集め、そこから車両に積み込む「ステーション収集」が主流であることから、廃掃法は各戸別に収集することを想定したものでない解釈するのが一般的です。

そこで、本市では、地域内でごみの排出・収集を円滑に行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためのルールとして、ごみステーションの管理に関する要綱を定め、適正に運用しています。

この要綱で定めたルールを守っていただくことは、市民自らが自治の主体であることを

自覚し、コミュニティを守り育てながら協働して地域課題の解決に向けて努力するという基本理念を明記した、「鳥取市自治基本条例」の精神を尊重することにほかありません。

行政としても地域の実情やご意見をお聞きしながら、問題解決に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

8 市長あいさつ

本日はありがとうございます。まだまだ物足りない部分もあったかもしれません。また、2年に一度の開催で機会が少ないということもあります。また違った形でいろいろなご意見、ご要望等も随時お受けしたいと思っておりますし、そういったことを私は今後も大切にしたいと思っております。

本日いただいたご意見、ご提言については、今すぐ実施ができない部分もありますが、しっかり受け止めさせていただき、できるところから努力していくことが必要だと思っております。

いろいろなご意見をいただきました。今、日本の社会が大きく変わっていかうとしているのではないかと、私自身感じています。右肩上がりで増えてきた人口が、2008年をピークに非常に大きく減少してきていますし、少子高齢化も進んでいます。ケアハウスのご提案もありましたが、「地域包括ケアシステム」で在宅医療や介護を今後どのように適切に提供していくのか。住まいや暮らしなどいろいろなことを含めた仕組みづくりをしていかなければいけません。その中で大切なのは、「皆で支え合い助け合うこと、理解し合うことが大事なのだ」ということを、今一度皆で考えることではないかと思っております。

鳥取市政も、そのような視点で皆様と一緒に、将来を見据えたまちづくりにしっかり取り組んでいきたいと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

長時間熱心にご議論いただきましたことに心から感謝申し上げます、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。